

三省堂
新六法

昭和60年版

1984 年 10 月 1 日 第 1 刷発行



三省堂新六法（昭和60年版）

定価 一、〇〇〇円

一九八四年一〇月一日 第一刷発行

編 者 永井憲一・室井 力・利谷信義

宮坂富之助・靱井常喜・宮澤浩一

発行者 株式会社三省堂 代表者 上野久徳

印刷者 三省堂印刷株式会社

発行所 株式会社三省堂

〒101 東京都千代田区三崎町二丁目二十二番十四号

電話 編集 (03) 33019411

販売 (03) 33019413

総務 (03) 33019411

振替口座 東京 六一五四三〇〇

<60 新六法・896 pp.>

落丁本・乱丁本はお取替えいたします

ISBN4-385-15279-9

三省堂 新六法

昭和60年版

法政大学教授	永井憲一
名古屋大学教授	室井力
東京大学教授	利谷信義
早稲田大学教授	宮坂富之助
東京都立大学教授	榎井常喜
慶応義塾大学教授	宮澤浩一

三省堂

は し が き

『三省堂新六法』は、法律の初学者と一般市民が利用しやすい法規集となるように工夫し、編修したものである。

戦後、日本国憲法が制定され、はやくも三十余年を経過した。日本国憲法のもとにおいて法律は、その性格を一変した。同じ法律と名のつくものであっても、戦前のそれは、明治維新以来の日本の国家発展を目的とする『皇運扶翼・富国強兵』の国策を推進させる手段であつた。法律は『お上』の定めるものであり、善良な『臣民』はそれに背くようなことがあつてはならないものとされた。だから法律は、裁判官・検察官、あるいは弁護士や法律の専門研究者などの特別の職業人だけが知つていればよいものとされ、他方国民は、盲従のみ強いられ、それを批判することさえ許されない存在であつた。そういう意味で法律は、一般の国民には縁遠い存在のものでしかなかった。そのような時代が長かつたがために、今日なお日本には、こうした伝統的思潮や法律に対する認識が根強く残存している。

しかしながら、戦後の日本は、国民主権の国となつた。日本国憲法は、その前文に「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。

これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである」ことを宣明している。このような原理に立脚して戦後の法律は、すべて国民の『福利』の増進のための手段として存在するものとなつた。しかも、法律は、国民の意思に基づいて制定されるものとなつたのである。このように法律の性格、つまり法律の社会的存在の意味は、戦後全く一変したのである。したがつて、今日の法律は、国民の身近かな存在のものであるはずであり、国民ひとりひとりが法律を自分自身の問題として関心を高め、それが広められていくことにより、より積極的な成果が期待されるようになったわけである。本書が、広く一般市民にも利用されることを期待するのは、そのためである。

ところで、わが国にはすでに一〇〇種類を超える『六法』、『六法全書』などの名のつく本がある。なかには厚さが一〇センチもあるような大きく重い、多数の法令を収録した、いわば裁判官・弁護士や研究者向きのものもあるし、また極めて専門別に、たとえば、労働六法・教育六法・福祉六法とか建築関係六法のような専門分野を特定する職業人向きのものもある。あるいは学生を主たる利用者対象とするように編集された小型六法もあり、近年では、収録した法令の一条ごとに、専門研究者が「解説」をつけたり、その条文と関係のある「判例」を詳細に掲載したりする工夫をこらしたものできている。この種のものは、すでに六法という法規集としての性格を超えて、いわば、一種の法学解説書ないし法学概説書としての領域のものに

なりつつある。それは、それとして利用者には有益なものである。ところが、この種のもが「解説」づきの特色を強めようとすればするほど、実は「法規集」としては利用しにくい」といわれるようにもなるのは必至である。

そうした傾向のなかで、本書は、新鮮な感覚からの、利用しやすい法規集としての特色が出せるように工夫し、編修したものである。すなわち、この「三省堂新六法」は、最初に書いたように、大学あるいは短大の法律に関する初学者および一般市民に利用されやすい法規集となるように工夫したものであるが、その「工夫」というのは、次のような努力であった。

一つは、新しい現代法的感覚に基づいて日常の国民生活にかかわる直接のつながりがあると思われる法律（法令）をできるだけ多く本書に収録しようとする努力であった。そのためには、たとえ抄録であっても、できるだけ数多くの法律を採録するようにした。しかも『新しい人権』といわれるような国民の現代的人権にかかわる法律（法令）をブロック別に『柱だて』をし、そこに採録することであった。たとえば「環境・公害」、「土地・建物」、「医事・衛生」、「租税」、「労働」、「教育」、「社会保障」などの編別であり、そこには、それぞれの専門研究者による法体系についての解説をつけた。

また一つには、この六法は大学あるいは短大における『法学』の授業、さらには法学部の専門学科の授業などにも利用されやすい法規集であるように収録法令やその配列において工夫し、編修している。したがってこれらの授業やその学習に際し

ても、本書が十分に活用されるように、希望する。

これからも毎年新しく収録すべき法令を編集者は力をあわせて検討しあいながら、一般の市民の期待に応えられるものとして、また同時に、そのような新しい「法律」に関心をもつ利用者がますます広められていくことを期待しつつ、よりよいものを世に送り出していく努力を積み重ねていきたいと思う。

一九七八年一〇月一日

永	室	利	宮	粂	宮
井	井	谷	坂	井	澤
憲		信	富	常	浩
一	力	義	助	喜	一

〔執筆順〕

六〇年版の發行にあたって

「年度」ごとに新しい「六法」を刊行するのには、それなりの苦勞が伴う。

年度版「六法」を出版する会社では、その改訂を毎年決まつた時期に準備する。大体その時期は五月の末頃である。前年の一二月に開會される通常國會が、長くてもその頃に終るのが普通で、その結果をみて改訂作業に入り、その時点での現行法令を収録して、秋には翌年版のものを刊行する。しかし今年は第一〇一國會が八月八日まで延期されてしまった。それまでは法案成立の帰趨が予測できず、改訂作業は日程を遅らせざるをえなくなった。しかし刊行する時期は、そう遅らせるわけにはいかない。したがって短期間での改訂作業をせざるをえなかった。それも一つの苦勞であつた。

それに今年は、行政改革関連法案が多く成立し、国家行政組織法の改定をはじめ、本書の關係でも三〇件を超える法令の改正が行われた。また健康保険法の改定など、わが国における社会保障制度の根幹に影響を及ぼすほどの大規模な「改正」がなされ、また婦人差別撤廃条約の調印以来、いわゆる男女雇用機会均等法案は継続審議となつたが、国籍法や戸籍法は改定された。また教育關係でも政府主導で教育改革の準備を進めるという臨時教育審議會設置法が成立し、教育職員免許法改正案は不成立に終つたが、日本育英会法は成立した。そうした重要法令改正については、成立年度くらいは法令の全文収録をすべきだ、

との編者からの意見も強く出された。しかし、それらを全文収録することにしたなら、直ちに当初からの「低廉で、ハンディーで、しかも学生や一般市民に利用されやすい六法を」という編集方針を崩してしまわざるをえなくなる。したがって、やむをえずできるだけ新法令は全文収録するが、改正法は抄録にせざるをえないこととなつた。その法令の選択や条文の省略の作業も一つの大変な苦勞であつた。

かくして本書では、行政改革関連の国家行政組織法等の改正、国籍法・健康保険法等の改正などの重要な法令の改正を採録し、臨時教育審議會設置法等を新収録するとともに、昨年版までは抄録であつた戸籍法を大改正を機に全文収録に改めた。また婦人差別撤廃条約は、未批准であるが、既に継続審議となつた男女雇用機会均等法案（勤労婦人福祉法を改正）とともに、今後とも不可欠なものであると判断し、これらを附録編に採録することとした。なお今年、全面改定された弁護士報酬の改正・司法統計の年次更新、前述した社会保障関係諸法令の改定に基づく社会保障給付の概要の全面的な改訂をほどこした。したがって、六〇年版は三二頁の増頁となつた。しかし定価は「据置き」にした。物価上昇の今日では、これも一つの別な苦勞なのである。

しかし本書が、年毎に購読者を拡げている期待にそうべく、今後とも編者は努力を継続したいと思つてゐる。

一九八四年一〇月一日

本書の使い方

本書は、はしがきに記したような意図で編修されています。したがって、約束事の多い記載方法、努めてさげました。しかし、次のような点について御留意の上、お使い下さい。

一、法令の題名の上の黒丸印(●)は全条文を収録したものの、白丸印(○)は条文を抄録したものの、四角印(□)は資料であることを示します。

二、法令の題名の次に、たとえば

(昭和五九年一月一日)
(法律第一一〇号)
(昭五九・三・三施行)

とあれば、昭和五九年一月一日に公布された法律第一号であって、その施行が同年の三月三日であることを示します。

三、条文中の注記について

条文の中に「―や―」でかこんだ文字がありますが、これは本来の法文ではなく、見出しや読解の補助のために編修部で付したものです。項番号の内、②③④と丸でかこんだ数字も同様に編修部で付したのですが第一令の条文中に①は付してありません。特に抄録した法令の条文中に①が入れているものがあります。これは、その条文には第一項以外があるが、省略したこと

四、日本国憲法の参照条文について

参照条文の()の中は、その条文に関わる事項を示し、その下に参照すべき法令名の略称

に続いて条数・項数・号数を順に示してあります。法令名がついていないものは、日本国憲法の各条です。ただし、たとえば国会一〇三・一〇四とあれば国会法の一〇三条と同じく国会法の一〇四条を示します。

憲法の各条の中をさらに分けて、①②のように項ごとに、(一)(二)のように号に分けて示す場合があります。

五、法令の抄録について

抄録した法令については、それぞれ担当分野の編修委員が、本書の収容能力の制限の中で、主として学習上の便宜を考慮しながら抄録を行いました。

この場合抄録を行ったことによりはずされた条文については、特に省略を示す注記をしてありません。あらかじめ題名のところで抄録法令であることを確認して下さい。

六、目次の使い方

必要な法令を検索するために、五十音順の法令目次(前見返し)と総目次(後見返し)を付しました。法令目次の中では「日本国憲法」を「憲法」でも、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」を「独占禁止法」ともひけるようにしてあります。また、総目次の中で、この分野にありそうだが、実は他の分野に収載してあるといった法律を△印を上につけて入れられています。(例)民法編で△借家法：二七三ページ)これは借家法は土地・建物法編の二七三ページに収められていることを知ることができ、これらの目次を活用して必要な法律を検索して下さい。

七、収録法令の現在日

法令は昭和五九年九月二〇日現在で収録してあります。

八、附録について

① 明治初年から昭和二〇年ころに至る間の法令には読みにくい法令用語が多く見受けられますが、その中から難しいと思われる語を選んで巻末におき、その一般的な読み方を示しました。

② 法学の学習上必要と思われる統計数字等を、最新にして、かつ典拠の明らかなものを選んで示しました。活用いただければ幸いです。

③ 社会保障関係の法令は比較的紙幅を必要とするものが多く、また現実には保険関係等の給付の内容は下位の法令をまたなければ充分に明らかになりません。これらのすべてを、法令の条文を示して明らかにすることは本書のような小冊子ではとうてい不可能です。読者の便宜をはかって、これら給付の内容をダイジェストしたのが「社会保障給付概要」です。

④ 主要な法令中にあらわれる法律用語をとり出し、関係する法令のおもな条数を示しました。今後さらに充実させて、より使いやすい「総合事項索引」に作りあげるつもりです。

⑤ 本年は性差別の撤廃に関する論議がかつてなく高まりました。そこで未批准ながら婦人差別撤廃条約(略称、第一〇一国会)の政府提出法案で継続審議となった男女雇用機会均等法(略称)をそれぞれ資料として附録に収めました。

憲法編

一 憲法の歴史的性格とその意義

人類の歴史が、いわゆる「人の支配」による專制政治の時代から、しだいに「法の支配」の時代へと移行するなかで、近代国家には、いずれにも憲法がもたれるようになった。その先駆的役割を果たすものとなったのが、アメリカの独立の際の独立宣言の趣旨を将来の「政治原則」として保持するためにつくられた各州憲法(一七七六年)とアメリカ合衆国憲法(一七八九年)であり、またフランス革命(一七八九年)後の人権宣言の趣旨を恒久的に確立すべくつくられたフランス憲法(一七九一年)と、いづれも国民の自由および権利の保障を将来の国の政治原則として確定させようとするものであった。

このような近代国家における憲法、つまり近代憲法は、そのおいたが物語っているように、旧来の専制支配体制に対して国民がみずからの自由と権利を侵害してはならないと約束させた、いわば「証文」であり、近代憲法は、国民がみずから手で行う安全な幸福追求の生活に、いそしめる国をつくりあげるための地位を確立した「勝利の記念品」であった。以来、憲法は、近代各国における人権保障のための「国の基本法」ないし「国の政治原則」として広く存在するようになったのである。

憲法について学ぶ場合には、このような近代憲法の歴史的性格とその意義について、まず認識しておく必要がある。

憲法

二 近代憲法の特徴

フランスの人権宣言一六条の「権利の保障がなされず、権力分立の決められざる社会は、すべて憲法をもつものではない」とする文句は、その後の多くの近代諸国の憲法に大きな影響を与えた。つまり、現在の世界各国は、イギリスを除いてほとんどの国が、フランス、アメリカの先例にならった成文の近代憲法をもっている。しかし、もちろん、必ずしも各国の憲法が全く同一・同文のものではない。その国の歴史的・社会的諸条件によって、その規定のしかたや内容は、それぞれ異なる。ただし、次の二点は、その憲法にも共通する要素となっており、その趣旨を継承し、とりいれていくべきである。これを「近代憲法の特徴」といってよい。すなわち、一つは、国の政治について民衆の権力分立制を採り、それになんらかの国民参政の手段を講じていること、一つは、国民の自由と権利を保障していることである。

三 日本国憲法の基本理念

戦前のわが国に一九八九年(明治三二年)に制定された「大日本帝国憲法」(明治憲法)は、当時のドイツ・プロイセン帝国憲法を模倣した絶対主義的君主主義憲法であり、「万世一系」の神の子孫である天皇が「国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬ス」(旧憲法四條)という絶対的権威をもった主権者であるとしていた。したがって権力分立制も、これを一応制度としてとり入れていたようにもみえた。しかし明治憲法による絶対的支配の天皇制国家主義体制は、ついに、わずかな条規で保障されようとした国民の自由・権利の擁護の目的すら生かすことができず、かえって、天皇の権威にかくれた軍部や一部の権力者たちが、国民を無視した独裁的な政治を行うことに、便宜を与え、ついには太平洋戦争、そうして敗戦へとわが国を導いていった。

しかし、この敗戦を契機として、一九四六(昭

和二二年一月三日、われわれは「平和と民主的な文化国家を建設する」という目的の「日本国憲法」を制定した。これは敗戦国としてポツダム宣言を誠実に履行するため、悲慘な敗戦を経験したがつて、この憲法の特徴は、徹底した平和主義を骨子とし、もはや天皇の絶対権を認めず、国民を主権者とする(つまり国民を国の政治の主人公とする)民主政治を通して、われわれの基本的な人権を保障しようとする、そうして、三権分立制を採ります。ますます国民の福利を増進していきけるような国の政治組織を定める、といった諸点に見いだされる。

四 戦後日本の憲法状況

ポツダム宣言の受諾から出発した戦後の日本は、占領体制から安保体制へと継続されるなかで、国際的緊張関係の枠外にはおかれず、特にアメリカの対アジア政策の影響を支配的に受けてきた。その間に、平和と民主的な文化国家を建設するという理念の日本国憲法(九条)をアメリカの支持の得を主たる目的とするアメリカの対アジア政策の拠点たる蒋介石中国そのものに求められたからであったとみられる。いわば、憲法九条を含む日本国憲法は、当時のアメリカにとって日本はどうかという存在、ないしは同じ資本主義国として将来アジアの経済市場を獲得する競争をしかねない日本には軍備をもたせない「邪魔にならない存在」にしておこうとしたためであった。したがって新中国の誕生が、その後のアメリカの対日占領政策に「一八〇度の転換をもたせた」。

すなわち「どうでもよい存在」ないし「邪魔にならない存在」としての日本が、アメリカにとって「必要ない存在」としての日本が、アメリカにとって「必要となつたからであった。当時のマッカー

憲法

「サーの『日本は不敗の反共防壁たりうるだろう』という声明、第二次米教育使節団報告書の「極東における共産主義に対抗する最大の武器の一つは、日本における啓蒙された選挙民である」という要請などが、そのあらわれであった。」

一九五〇年の朝鮮戦争の勃発後、まもなくアメリカは、ポツダム宣言を誠実に日本政府に実施させる占領軍の任務と責任をみずから放棄して、日本に今日の自衛隊の前身である警察予備隊を創設させた。そして、アメリカは、ポツダム宣言のいう「日本の戦争能力がうちくられ、日本国民の自由に表明された意思にしたがい平和の傾向のある政府が樹立されてから占領を終結する」のではありませんに、軍国主義同調者などとして戦後公職追放をしていた者の追放を解除するなどして、かえってアメリカと共通の利益を求め再軍備を決意する政府の成立を見通してのサンフランシスコ条約と安保条約を締結し、みずからは、占領軍を駐留軍と名をかえただけで日本の基地にそのまま留った。

その後、一九五三年、いわゆるMSA協定締結の際、当時の米副大統領ニクソン(元大統領)が来日「日本に戦争放棄の憲法をもたせたのはアメリカにとって大きなミステークだった」と憲法の改正を要請した。一方、池田・ロバートソン会談で「教育と広報とにより、愛国心と自衛のための自発的精神が成長するような空気を助成すること、責任をもつ」よう約束した日本政府は、その後、機をみては再軍備すなわち自主防衛力の必要論を宣伝した。その頃は「日本は独立したのだから、せめて自衛のための軍備ぐらゐはもつべきだ」という、いわゆる「戸締論」であった。そして警察予備隊が保安隊、さらには自衛隊と変り、着々と増強され、ついに、その費用の絶対額では世界第六位の軍隊にまで今日成長してきた。ことに六〇年安保後その増強はめざましかった。それは「日本は安保によるアメリカの核の傘下にあったからこそ安全が保障され、経済成長もとげられた。だから、安保を堅持し国力に応じた

自衛力が必要」という、いわゆる「安保繁栄論」に基づいてであった。

かくして六〇年代の日本の自衛隊は、アメリカの対アジア政策の後方防衛と日本国内の治安防衛の責任を果たした。

そして七〇年代においては、安保におけるアジア安定の主役をアメリカから日本が肩代りすることが目的とされるようになった。そうなりれば日本の自衛隊は、必然的に「海外派兵」と日本独自の「核武装化」への方向をよぎなくされる。そして再び登場してくるようになる。それは明らかに、憲法九条のみならず「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持する」(憲法前文)ことを決意した憲法の根本理念までも否定することを意味するし、また、日本国憲法の根本理念とする民主主義や国民の人権保障を最も尊重すべきものとする日本の政治構造を根本的に改変させようとするものとなる。

具体的にいえば、政府は当時の高度経済成長を背景に「福祉国家論」を強調し「国民の福祉を実現するための強力な政府」の実現を国民に呼びかけながら、もっぱら行政権力への権力集中と中央集権体制の確立を政治的に意図し、それを成功させてきた。一方、たとえば、戦前の紀元節(二月一日)を建国記念日として国民の祝日の日に加え、明治百年や天皇の在位五〇年を国家的行事としたり、また学習指導要領のなかで、何らの法的根拠のない「国民の合意をえていない」まま「日の丸・君が代」を国旗・国歌と規定して国民に強制しようとするなど、いわゆる戦前の日本への復古的な「反動」政策を強行し、これに反対する多くの労働運動などに対しては行政的なし刑事的抑圧を加えてきた。そして、そのような抑圧を合理化するために、政府は、みずからの任命権を利用して最高裁判所の裁判官任命に配慮するなどして、いわゆる「司法の反動」化体制までも固めてきたわけである。

かくして日本国憲法は、占領体制から安保体制への継続により、いまだ独立して真の実効性を發揮しえないままでいる。

しかしながら一方、この憲法が施行されて三〇年を経た間に、その平和主義と民主主義の理念は、その理念を支持する国民のなかに、次第に根を下していった。そして憲法擁護運動をはじめ、この憲法が保障する国民の「健康で文化的な生活」を保持するための福祉増進運動や、環境権・健康権・情報権・学習権・自治権・平和的生存権などの現代的人権保障を要求する諸運動も活発に展開されるようになってきている。

(永井憲一)

●日本国憲法

朕は、日本国民の総意に基いて、新日本建設の礎が、定まるに至つたことを、深くよろこび、枢密顧問の諮詢及び帝国憲法第七十三条による帝国議会の議決を経た帝国憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名 御璽

昭和二十一年十一月三日

内閣総理大臣兼
外務大臣
司法大臣
文部大臣
農林大臣
通商大臣
厚生大臣
運輸大臣
大蔵大臣
大務大臣
大臣
男爵
吉田 茂
幣原喜重郎
大村清一
田中耕太郎
和田隆雄
斎藤隆夫
一松定吉
星島二郎
河合良成
植原悦二郎
平塚常次郎
石橋湛山
金森徳次郎
膳 桂之助

日本国憲法

①日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利

憲法

は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

②日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてある国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

③われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専断して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

④日本国民は、国家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第一章 天皇

第一条（天皇の地位、国民主権）天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

*（天皇の権能の限界と責任）四一、（憲法尊重義務）九六、九七

第二条（皇位の継承）皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第三条（天皇の国事行為と内閣の責任）天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

*（天皇の権能の限界）四一、（天皇の国事行為）六、七、九六、九七

第四条（天皇の権能の限界、天皇の国事行為の委任）天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しない。

②天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

*（天皇の国事行為と内閣の責任）三、国事行為代行行第五案（摂政）皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

*（摂政）典範一六二、二一

第六条（天皇の任命権）天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

②天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

*（内閣総理大臣の指名）六七、国会六五、二、八六、①（最高裁の長たる裁判官）七九、一、裁五、一

第七条（天皇の国事行為）天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。

二 国会を召集すること。

三 衆議院を解散すること。

四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。

五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全權委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。

六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。

七 栄典を授与すること。

八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。

九 外国の大使及び公使を受け受すること。

十 儀式を行ふこと。

*（憲法改正の公布）九六、二、（法律の制定）五九、（政令の制定）七三、（条約の締結）七三、（国会の召集）五三、（五、四一）、（三）（内閣の不信任と解散）六九、（四）（解散後の総選挙）五四、一、（五）（国務大臣の任免）六八、（六）（恩赦の決定）七三

(7) (七)貴族制度の廃止 一四二

第八条 (皇室の財産授受の制限) 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

* (皇室財産、皇室の費用) 八八・皇統

第二章 戦争の放棄

第九条 (戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認) 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力を、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

* 平和主義 前文 1・2・ポツダム宣言・国連憲章前文・1・3・4・(国務大臣の文書) 六六二・(国際法規の遵守) 九八二・(自衛権) 国連憲章五・安保条約・自衛

第三章 国民の権利及び義務

第一〇条 (日本国民の要件) 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

* 日本国籍得喪の要件 世界人権宣言 一五・国籍 一・一〇・戸一〇二・一〇五・典範 二六

第一条 (基本的人権の享有と性質) 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

* (基本的人権の本質) 九七・(憲法が保障する基本的人権) 一三・一四・(人権事件の対審の公開) 八二二・(人権保障の国際化) 国連憲章前文・世界人権宣言・国際人権規約

第二条 (自由・権利の保持義務、濫用の禁止、利用の責任) この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを

保持しなければならぬ。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

* 基本的人権の享有 (本質) 一一・九七・(公共の福祉) 一三・二二・二九二・民法 一・二・刑罰 一・行訴 二五八・二七三

第三条 (個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重) すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

* (個人の尊厳) 二四・民一ノ二・家審一・(基本的人権の享有、本質) 一一・九七・(人権尊重規定) 刑罰 一・警二・警職一・二・軽犯四・破防二・三

第四条 (法の下の平等、貴族制度の否認、栄典の限界) すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。榮譽、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

* (両性の平等) 二四・(選挙人資格の平等) 五三・四四・(教育の機会均等) 二六・教基三・(公務員法と平等取扱) 国公二七・地公三・(労働者の均等待遇) 勞基三・(法の下に平等) 地域改善特措

第五条 (公務員の選定罷免権、公務員の性質、普通選挙と秘密投票の保障) 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的に私的に責任を問はれない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

* ① 国会議員の選挙 四三・四七・(地方公共団体の長・議員の選挙) 九三二・地自一・一七・(最高裁判官の国民審査) 七九二・四・(解散・解職要求) 地自三・七六・八八・② (全体の奉仕者) 国公八二・③ 九六一・教基六二・教特一・地公九一三・④ 普通選挙の保障 世界人権宣言 二一三・公選九一・二・一・地自一・一八・④ (秘密投票の保障) 世界人権宣言 一三・公選五一・二二六二・二二七・二二八

第一条 (法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

* (請願方式・処理等) 請願三・(議院に対する請願) 国会七九・八二・一〇二・(地方議会に対する請願) 地自二四・八二・二五

第十七条 (国及び公共団体の賠償責任) 何人も、公務員による不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。

* 公務員の不法行為と賠償責任 国賠一

第十八条 (奴隷的拘束及び苦役からの自由) 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

* (強制労働の禁止) 世界人権宣言 四・勞基五・一七・(刑罰と苦役) 三六・(不当な拘束の救済) 人保

第十九条 (思想及び良心の自由) 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

* 思想良心の自由 世界人権宣言 一八・(宗教・表現・質問の自由) 二〇・二二・二三・(信条による差別禁止) 一四一・四四・教基三・勞基三

第二〇条 (信教の自由、国の宗教活動の禁止) 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

④ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

④ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

④ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

憲法

第三四条〔抑留・拘禁に対する保障〕何人も、理

由を直ちに告げられ且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければならない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されない。拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

＊(拘禁に対する保障)世界人權宣言九、(弁護人依頼権)三七三・刑訴三〇、(拘禁理由及び弁護人依頼権の告知)刑訴七六・七七・二〇三・二〇四、(公開法廷)八二一

第三五条〔住居侵入・搜索・押収に対する保障〕

何人も、その住居、書櫃及び所持品について侵入し、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されな

②搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

*①(住居の不可侵)世界人権宣言二、②(押収・搜索)

刑訴九九・一二七、（令状による差押・搜索等）同二
一八・二一九・二三〇

第三六条「拷問及び残虐な刑罰の禁止」公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

* (拷問及び殘虐な刑罰の禁止) 世界人權宣言五、(苦役からの自由) 一八、(法定手続の保障) 三一、(拷問による自白の証拠能力) 三八²

第三七条「刑事被告人の諸権利」すべて刑事事件

においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

② 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

③ 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

②(正人審問)刑一四三・一六四・二九八・三〇〇

四、③（弁護人依頼権）三四・刑訴三〇

第三八条「不利益な供述の強要禁止、自白の証拠能力」何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

⑤強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

＊①(被疑者・被告人の黙秘権)刑訴一九八二・三一
1、②(自白の証拠能力)同三一・九一・三、③(自白が
唯一の証拠である場合)同三一・九一・(三)

何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を負ふことはない。

問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

* (刑罰と法定手続) 三二、(刑罰不遑及) 世界人権宣言二

第三三八二 第四〇条「刑事補償」何人も、抑留又は拘禁され

た後、無罪の裁判を受けたとき、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第四章 国会

第四一条〔国会の地位、立法権〕 国会は、国権の

最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

*（議會制）前文一、（国会の構成・組織等）四二―六四。

国会・公選、(国会の立法権限)五九・国会五六・六六、(国会に対する内閣の責任)六六三、(違憲法令の審査)八一

第四二条「両院制」国会は衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。

*（兩議院議員の兼職禁止）四八、（衆議院の優越）五九

第四三条「両議院の組織」両議院は、全国民を代

表する選挙された議員でこれを組織する。
 ②両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。
 *①(全国民の代表)前文1、(選挙資格・方法等)一

五・四四・四七・公選、②(議員の定数)公選四一・二
 第四四条「議員及び選挙人の資格」両議院の議員
 及びその選挙人の資格は、法律でこれを定め

る。但し、人種、信條、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

＊(成年普通選挙)一五三、(選挙権)公選九、(被選挙権)同一〇、(選挙権及び被選挙権の停止)同附則三

は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

*（任期の起算）公選二五六

第四六条〔参議院議員の任期〕参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。

票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事

項は、法律でこれを定める。

*（選挙法）公選・政資規正、（選挙区）公選一二、（投票の方法）同三五～六〇

第四八条〔両議院議員兼職禁止〕何人も、同時に
両議院の議員たることはできない。
*（他の議院の議員となつたときの退職）国会一〇八

第四九条「議員の歳費」 両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

第五〇条〔議員の不逮捕特権〕両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮

捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。

第六五條「行政権と内閣」行政権は、内閣に属す

る。

*内閣の責任六六三・内二二、内閣の統轄下の行政機関の組織）行組

第六六条（内閣の組織）内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の國務大臣その他の國務大臣は、文民でなければならない。

②内閣総理大臣その他の國務大臣は、文民でなければならない。

③内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

*内閣の組織内二、①（國務大臣の資格六七一・六八大臣の任免六八）

第六七条（内閣総理大臣の指名、衆議院の優越）内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決でこれを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

②衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

*①指名議決の通知）国会八六一、②（参議院の協議会同八六二、（国会の休会）同一五

第六八条（國務大臣の任免）内閣総理大臣は、國務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。

②内閣総理大臣は、任意に國務大臣を罷免することができ。

*①資格）六六二、（各省大臣の任命）内五二、②（罷免の承認）七〇

第六九条（衆議院の内閣不信任）内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならぬ。

*内閣の国会に対する責任六六三・内二二（総辞職後の内閣）七一（解散後の総選挙と国会の召集）五四一（国会の召集と内閣の総辞職）七〇

第七〇条（内閣総理大臣の欠陥又は総選挙後の総辞職）内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職しなければならない。

*内閣総理大臣の欠陥・内閣総辞職の両議院の通知）国会六四（内閣総理大臣の臨時代理者）内九、（解散後の総選挙と特別国会）五四一

第七一条（総辞職後の内閣の職務）前二条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。

*内閣総理大臣の任命六七一・六八（内閣の職務）六五・七三

第七二条（内閣総理大臣の職務）内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

*内閣の代表）内五、（議案の提出・修正・撤回）国会五八・五九、（法律案の提出）内五、（予算の提出）六〇一・七三、（一般國務）七三（行政各部の指揮監督）内六二・八

第七三条（内閣の事務）内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

一 法律を誠実に執行し、國務を総理すること。

二 外交関係を処理すること。

三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜必要とする。

四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。

五 予算を作成して国会に提出すること。

六 この憲法及び法律の規定を実施するため、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

*行政事務の分担管理）内三、（外交）七二、（条約の公布）七四

第七四条（法律・政令の署名・連署）法律及び政令には、すべて主任の國務大臣が署名し、内閣総

理大臣が連署することとする。

*法律政令の公布七四、（政令の制定）七三

第七五条（國務大臣の訴追）國務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。

*國務大臣の罷免六八

第六章 司法

第六六条（司法権、裁判所、特別裁判所の禁止、裁判官の独立）すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

②特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。

③すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職務を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

*①司法権）裁三、（最高裁判所）七九一・裁六〇一

④（下級裁判所）同二・一五〇・三八、（裁判所以外の機関の行方裁判）同五五・六四、（行政機関の審判の例）特許二二一・七六・独禁四九七〇、③（身分保障）七八

第七七条（裁判所の規則制定権）最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

②検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。

③最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができ。

*①（最高裁判所の司法行政事務）裁二・一八〇、③（下級裁判所の司法行政事務）同八〇

第七八条（裁判官の身分保障）裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができなかつた場合を除いては、公の弾劾によらなければならない。裁判官の懲戒処分

理大臣が連署することとする。

*法律政令の公布七四、（政令の制定）七三

第七五条（國務大臣の訴追）國務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。

*國務大臣の罷免六八

第六章 司法

第六六条（司法権、裁判所、特別裁判所の禁止、裁判官の独立）すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

②特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。

③すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職務を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

*①司法権）裁三、（最高裁判所）七九一・裁六〇一

④（下級裁判所）同二・一五〇・三八、（裁判所以外の機関の行方裁判）同五五・六四、（行政機関の審判の例）特許二二一・七六・独禁四九七〇、③（身分保障）七八

第七七条（裁判所の規則制定権）最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

②検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。

③最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができ。

分は、行政機関がこれを行ふことはできない。
 *身分保障機四八、(彈劾)六四

第七九条【最高裁判所の構成等】最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。

②最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

③前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。

④審査に関する事項は、法律でこれを定める。
 ⑤最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。

⑥最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。
 *①員数(裁五三、(任命資格)同四六、②国民審査)裁三九四・最裁審、③(審査による罷免)最裁審三二・裁三九四・最裁審、④(審査による罷免)最裁審三二・裁三九四・最裁審、⑤(報酬)同五一

第八〇条【下級裁判所の裁判官】下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができない。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

②下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。
 *任命(裁七五、裁四〇・四五)

第八一条【法令等の合憲性審査権】最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

*憲法の最高法規性九八、(合憲性審査の裁判)裁一〇一・二

第八二条【裁判の公開】裁判の対審及び判決は、

公開法廷でこれを行ふ。

②裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合に、対審は、公開しなくてこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてなる事件の対審は、常にこれを公開しななければならない。

*①公開裁判を受ける権利(三七一、(裁判の傍聴)裁傍規、②(公開停止の手續)裁七〇

第七章 財政

第八三条【財政処理の権限】国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。

*租税法律主義八四、(国会への財政報告)九一
 第八四条【課税の要件】あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

*国民の納税義務)三〇、(政令その他の命令規則と義務賦課の制限)財三三
 第八五条【国費支出と国の債務負担】国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

*国会の予算議決八六、(予算の作成執行等)財一四・三六
 第八六条【予算の作成と国会の議決】内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

*会計年度財一一、(予算の国会提出)内八
 第八七条【予備費】予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

*予備費の予算計七・財一四
 第八八条【皇室財産・皇室費用】すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に

計上して国会の議決を経なければならない。

*国有財産(公の財産の支出利用の制限)公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。
 *国の宗教活動の禁止二〇三、(国公立学校と特定宗教的活動の禁止)教基九二、(教育・社会福祉事業等の国又は地方公共団体の援助など)私学五九・教四・二一・三・福祉五一③

第九〇条【決算・会計検査院】国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

②会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。
 *決算(財政二・三七・三八、会計検査院第九一条)【財政状況の報告】内閣は、国会及び国民に対し、定期的に、少くとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。
 *報告(財政四六・国有財産三四・三七)

第九一条【財政状況の報告】内閣は、国会及び国民に対し、定期的に、少くとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。
 *報告(財政四六・国有財産三四・三七)

第九二条【地方自治の基本原則】地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。
 *地方公共団体の種類、地自一の二、(地方自治の本旨)同一・二一⑬

第九三条【地方公共団体の議会】地方公共団体は、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

②地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。
 *議会(地自八九・三八、②長)同一・三九・一六〇・二八の一(住民)同一〇一

第九四条【地方公共団体の権能】地方公共団体